

都城市にお住まいの教育・保育施設の利用者の皆様

都城市長 池田 宜永

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の登園自粛のお願いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取組みにつきましては、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、1月7日から1月22日までの間、保育所等は、感染の予防に留意した上で開所し、保護者の方がお仕事をお休みの場合など、家庭での保育が可能な場合は、登園自粛にご協力いただくこととしておりました。昨日、宮崎県は、県独自の緊急事態宣言を2月7日まで延長することを決定し、新型コロナウイルス感染区分「感染急増圏域」も継続されることになりました。

これに伴い、保育所等につきましては、開所の取扱いに変更はありませんが、登園自粛につきましては、引き続き2月7日まで延長いたします。なお、登園自粛は、家庭での保育が可能な場合をお願いするものであり、強制的なものではありません。また、当該期間に登園自粛された場合、保育料等の取扱いにつきましては、下記のとおりとなります。

保護者の皆様には、趣旨をご理解の上、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 期間

令和3年1月7日（木）から2月7日（日）まで

2 保育料・副食費の取扱い

(1) 保育料

0歳～2歳児の児童が登園自粛の要請に応じて登園しなかった場合は、保育料の減額（日割り計算）を行います。保育料の減額の手続きは、保育所等が行いますので、保護者の皆様の手続きは不要です。

※ただし、幼稚園を利用されている2歳児の一時預かりにつきましては、取扱いが異なりますので、現在、利用されている幼稚園にお問い合わせください。

(2) 副食費

保育所等により取扱いが異なりますので、現在、利用されている保育所等にお問い合わせください。